

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **金融保証契約の発行者側の取扱い**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、審議事項(3)-2「IFRS 第 9 号『金融商品』における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理」においてお示したステップ 3 で検討する論点のうち、金融保証契約の発行者側の取扱いについて ASBJ 事務局の分析をお示し、ご意見を伺うことを目的としている。

なお、ステップ 3 は「ステップ 2 の予想信用損失モデルを選択した銀行等金融機関」に焦点を当てて検討を行うこととしているため、一般事業会社についてはステップ 5 で改めて検討する。また、金融機関における取扱いについても、議論の展開次第でステップ 4 において別途検討を行う。

## II. 本論点を取り上げる理由

2. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では、金融保証契約の定義を満たす保証契約について、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している（以下「SICR」という。）場合には金融商品の全期間の予想信用損失を損失評価引当金として認識し、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には 12 か月の予想信用損失を損失評価引当金として認識するアプローチ（以下「一般的なアプローチ」という。）により損失評価引当金を認識することとされている（IFRS 第 9 号第 5.5.1 項、第 5.5.3 項及び第 5.5.5 項）。
3. 審議事項(3)-2「IFRS 第 9 号『金融商品』における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理」では、金融保証契約の減損に関する取扱いが日本基準と IFRS 基準とで異なっているため、国際的な比較可能性の観点から予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の定めを適用するかどうかについて、ステップ 3 において検討することが考えられるとしており、次項以降では、これらの定めを確認の上、ASBJ 事務局の分析及び提案を示している。

### III. 会計基準の定めの確認

#### IFRS 第 9 号における定め

##### (適用範囲)

- IFRS 第 9 号では、金融保証契約についても予想信用損失モデルを適用することが要求されている (IFRS 第 9 号第 5.5.1 項)。金融保証契約を適用範囲に含める点について IFRS 第 9 号の結論の根拠では、金融保証契約のようなオフバランスのエクスポージャーは、すでに融資を引き出しているか否かという点で貸付金及び他のオンバランスのエクスポージャーと異なるが、同じ信用リスク管理アプローチ及び情報システムを用いて管理されていることが多いことなどから、これらは同様に予想信用損失を認識すべきとされている (IFRS 第 9 号 BC5.126 項)。
- IFRS 第 9 号では、金融保証契約は、保証、信用状の一種、クレジット・デフォルト契約又は保険契約など法的形態には左右されず、IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義である「特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に対して所定の支払を行うことを、契約発行者に要求する契約」を満たすものは、一般的なアプローチにより予想信用損失を見積ることが求められている (IFRS 第 9 号 B2.5 項)。
- 前項の定義に基づいた場合、債務保証契約のほか、負債性金融商品の不払いをトリガーとして発生した損失を補償する支払承諾関連取引が含まれる一方、大型プラント輸出や建設工事などのプロジェクトの契約履行保証で工事不履行による損失に対する補償であり、負債性金融商品の支払いに対する保証に該当しない契約は含まれないと考えられる。

##### (会計処理)

- 本資料第 4 項から第 6 項で示した金融保証契約に該当する場合の具体的な会計処理について、IFRS 第 9 号では次項以降で記載のとおり定められている。また合わせて別紙に金融保証契約に関する IFRS 基準と日本基準等の比較のイメージを示している。

#### 契約の当初認識及び収益の認識

- IFRS 第 9 号では、発行者は金融保証契約の契約当初に公正価値で認識する必要があるが、反証がない場合には、受け取ったプレミアムにほぼ等しくなるとされてい

る（IFRS 第9号B2.5項(a)）。つまり、反証がない限り、ほとんどの場合において前受保証料が公正価値と同等として取り扱われる。その後、前受保証料について、サービスの顧客への移転に応じて収益を認識する（例：残存年数で償却する。）。

#### **当初認識以降の測定**

9. 当初認識以降、発行者は金融保証契約を以下のいずれか高い方で測定することが求められる（IFRS 第9号B2.5項(a)）。
  - 予想信用損失に基づく減損の要求事項に従って算定した金額
  - 当初に認識した金額から、該当がある場合は、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第15号」という。）に従って認識した収益の累計額を控除した金額（通常は、前受保証料の残高となる。）

#### **予想信用損失の認識及び測定**

10. 金融保証契約について、企業は、債務者の債務不履行の場合にだけ保証している金融商品の条件に従って支払うことを要求されることから、金融保証契約におけるキャッシュ不足額は、発生した信用損失について保有者に弁済するための支払見込額から、企業が保有者、債務者又は他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除したものとなる（IFRS 第9号B5.5.32項）。
11. また、金融保証契約の SICR の評価については、企業は所定の債務者が当該契約について債務不履行となるリスクの変動を考慮するとされている（IFRS 第9号B5.5.8項）。
12. 金融保証契約の予想信用損失を見積るべき期間については、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日を当初認識の日とみなし（IFRS 第9号第5.5.6項）、信用を供与する現在の契約上の義務を有している最長の契約期間まで予想信用損失を見積るべきとされている（IFRS 第9号B5.5.38項）。
13. さらに、金融保証契約に係る予想信用損失は、貨幣の時間価値及び当該キャッシュ・フローに固有のリスクについての現在の市場の評価を反映する割引率を適用して割り引かなければならない（ただし、リスクの考慮が、割引の対象となるキャッシュ不足額の調整ではなく割引率の調整によって行われている場合に限る。）（IFRS 第9号B5.5.48項）。

## 日本基準における定め

### (適用範囲)

14. 会計基準上は適用範囲についての定めはなく、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務指針第 61 号」という。）では、注記<sup>1</sup>すべき債務保証の範囲として、通常の債務保証のほか、保証予約及び経営指導念書等が含まれるとされている（なお、経営指導念書等は標題によりその記載内容を画一的に判断できるものではなく、記載内容に基づく法的効力が保証契約又は保証予約契約と同様と認められる場合に限る。）（監査・保証実務指針第 61 号第 2 項）。
15. また、前項の債務保証、保証予約及び経営指導念書等については次のとおり、定義及び保証契約の例示が挙げられている（監査・保証実務指針第 61 号第 2 項）。
  - (1) 債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するものである。
  - (2) 保証予約とは、将来において保証契約の成立を約束する契約のことであり、停止条件付保証契約、予約完結権行使型保証予約及び保証契約締結義務型保証予約が含まれる。
  - (3) 経営指導念書等は、一般的に、子会社等が金融機関等から借入を行う際に、親会社等としての監督責任を認め、子会社等の経営指導等を行うことを約して金融機関等に差し入れる文書をいい、実務的には、経営指導念書、念書、覚書、レター・オブ・アウェアネス、キープウエル・レター等が該当する。

### (会計処理)

#### 注記及び債務保証引当金の認識

16. 債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、監査・保証実務指針第 61 号によって処理するとされている（金融商品実務指針<sup>2</sup>第 137 項）。

---

<sup>1</sup> 財務諸表等規則第 58 条、同ガイドライン第 58 及び会社計算規則第 103 条第 1 項第 5 号において偶発債務がある場合にはその内容及び金額を注記することが求められている。

<sup>2</sup> 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）

17. また、監査・保証実務指針第 61 号では、債務保証及び保証類似行為について、損失の発生の可能性の程度及び損失額の見積り可否に応じ、次のとおり取り扱っているとされている。

**監査・保証実務指針第 61 号（別表）**

損失の発生の可能性の程度	損失金額の見積りが可能な場合	損失金額の見積りが不可能な場合
高い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務保証損失引当金を計上する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務保証の金額を注記する。</li> <li>損失の発生の可能性が高いが損失金額の見積りが不可能である旨、その理由及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。（注）</li> </ul>
ある程度予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務保証の金額を注記する。</li> <li>損失発生の可能性のある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務保証の金額を注記する。</li> <li>損失発生の可能性のある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。</li> </ul>
低い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務保証の金額を注記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務保証の金額を注記する。</li> </ul>

（注）損失の発生の可能性が高く、かつ、その損失金額の見積りが不可能な場合は、通常極めて限られたケースと考えられる。

したがって、主たる債務者が経営破綻又は実質的な経営破綻に陥っている場合には、必要額を債務保証損失引当金に計上することになる。

**収益の認識**

18. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）は、金融商品に係る取引を適用範囲に含めておらず（収益認識会計基準第 3 項(1)）、債務保証契約に係る保証料の認識については、受取保証料又は支払保証料として収益又は費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収若しくは前受け又は未払若しくは前払を計上するとされている（金融商品実務指針第 137 項）。
19. 前項の定めについて、実務上、発行者は、一般的に債務保証契約に係る保証料を前受けで收受しており、期間に応じて収益を認識することが多いと考えられる。

**（銀行等金融機関における取扱い）**

20. 我が国の銀行等金融機関における実務では、銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）及び保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）別紙様式の定めに従い、保証額を貸借対照表の資産及び負債に「支払承諾見返」勘定及び「支払承諾」勘定として両建てで表示している。また、金融検査マニュアル<sup>3</sup>において、「支払承諾見返」勘定が自己査定の対象とされていたことから、銀行等金融機関の実務では、通常、債務者区分に基づき評価性引当金として貸倒引当金が計上されている。
21. 前項の支払承諾見返に含まれる保証契約は、一般的に銀行等金融機関において業として行われている保証契約全てが含まれると考えられる（例：債務保証契約、信用状、履行保証契約）。

#### **IV. ASBJ 事務局の分析**

22. IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れた場合、金融保証契約の定義を満たすものについては、引当に関するモデルを変更し、IFRS 第 9 号の一般的なアプローチによって予想信用損失を見積ることとなる。また、本資料第 9 項及び第 18 項に記載のとおり、当初認識以降は予想信用損失の金額と前受保証料の残高を比較し、いずれか高い方を負債として計上する必要がある。
23. 前項を踏まえ、ステップ 3 で、本資料第 4 項から第 13 項に示した IFRS 第 9 号における金融保証契約の定めを取り入れた場合、以下の実務負担が生じると考えられる。
- (1) IFRS 第 9 号の一般的なアプローチによって予想信用損失の認識及び測定を行う場合、ステップ 2 で審議した貸付金と同様のモデルを採用し、パラメータに関連するデータの整備が必要となる可能性がある。
  - (2) 本資料第 9 項で記載のとおり、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失の金額と、前受保証料の残高（当初認識額から IFRS 第 15 号に従って認識した収益の累計額を控除した金額）を比較する必要があり、これらのデータの紐付けに係る業務プロセスやシステム対応が必要となる可能性がある。
24. 前項の(1)に関しては、主にステップ 3 の取扱いを適用することが想定される銀行等金融機関では、本資料第 20 項のとおり、現行の実務上もすでに IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義に該当するような債務保証契約について、貸付金と同様の信用リ

---

<sup>3</sup> 金融検査マニュアル「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「自己査定（別表 1）」（2019 年 12 月に廃止されている）。

スク管理及び貸倒引当金の計上が行われていることを踏まえると、対応が可能と考えられるかどうか。

25. また、本資料第 23 項(2)に関しては、追加的な実務負担が生じるが、紐付けの基礎となる前受保証料の残高と予想信用損失の金額とを比較することに係る負担は、実務上困難とまでは言えないと考えられるかどうか。
26. なお、本資料第 20 項に記載した銀行等金融機関における支払承諾及び支払承諾見返勘定に関連する取扱いは、会計基準外の法令に基づくものであるため、本資料の分析の対象外としている。

## V. ASBJ 事務局の提案

27. 本資料第 22 項から第 26 項の事務局の分析を踏まえると、ステップ 3 では本資料第 4 項から第 13 項に示した IFRS 第 9 号の定めを取り入れ、国際的な比較可能性の確保を図ることが考えられるかどうか<sup>4</sup>。

### ディスカッション・ポイント

本資料第 27 項の事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以 上

---

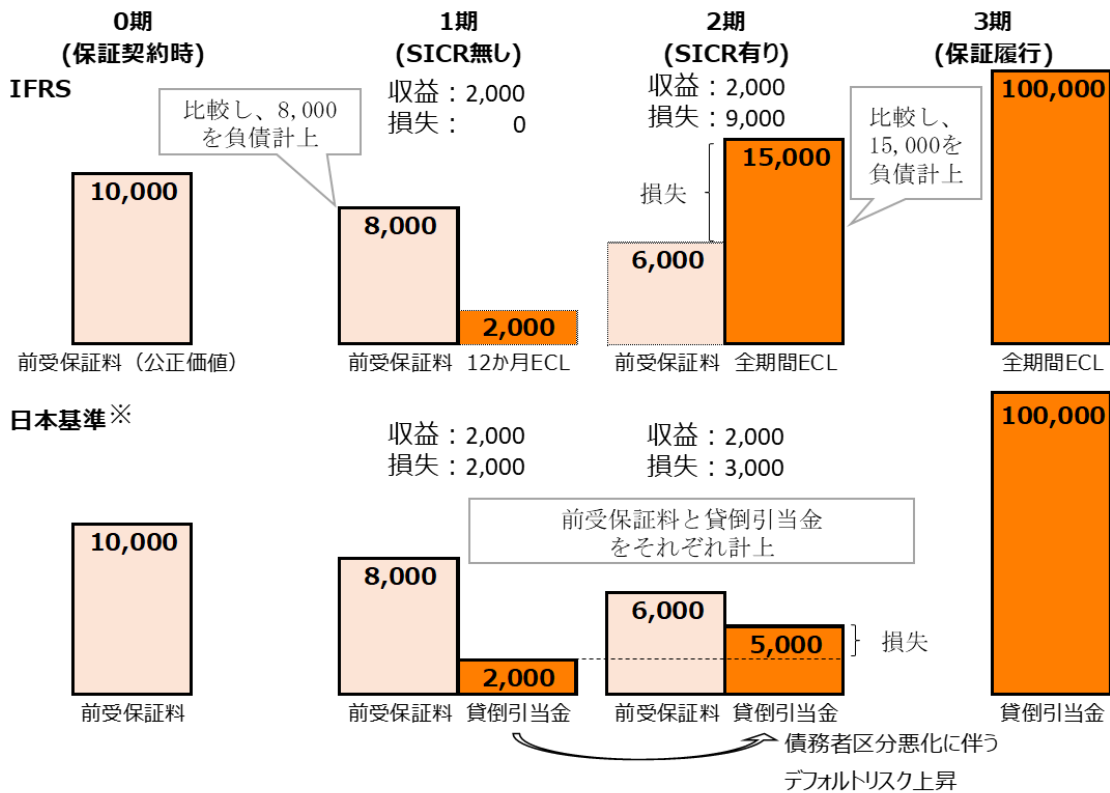
<sup>4</sup> なお、本資料第 9 項に記載した収益の認識方法の定めを取り入れる場合、収益認識会計基準においては金融商品に係る取引を適用範囲に含めていないため、現行の金融商品実務指針の定めを修正して対応することが考えられる。

別紙

金融保証契約に関する IFRS 基準と日本基準等の比較のイメージ

- 以下では、本資料第4項から第13項で確認した IFRS 第9号の金融保証契約の会計処理のイメージ並びに本資料第14項から第21項で確認した金融商品実務指針等を含む日本基準等及び銀行法施行規則で定められている我が国における債務保証の会計処理のイメージを示している。
- 図表1における前提は次のとおり。
  - 保証期間：5年、保証額：100,000、保証料：0期に5年間分(10,000)を徴求し、毎期2,000収益として認識。
  - 1期：SICRに該当せず、IFRS、日本基準ともに1年(2,000)の引当を見積った。
  - 2期：SICRに該当、引当期間：IFRSは全期間(15,000)、日本基準は1年(5,000)を見積った。
  - 3期：保証履行請求を受け、100,000支払、求償権を取得した。

【図表1】金融保証契約に関する日本基準等とIFRS基準の比較のイメージ



以上